青森県本人の会「レインボー青森」　会則

平成15年6月29日　設立

平成17年7月3日　一部改正

平成25年6月23日　一部改正

（名称および事務局）

第1条　この会は、青森県本人の会「レインボー青森」といい、事務局を青森県手をつなぐ育成会内におきます。

（目　的）

第2条　この会は「1人はみんなのために、みんなは1人のために」というきもちをそだて、よりよい　人間関係をつくり、豊かな社会生活がおくれるように会員同士の交流と親睦そして学習活動を行います。

（会　員）

第3条　青森県内に住んでいて、知的の障害のある人。

（活動内容）

第4条　この会は目的を実現するために次のことを行います。

(1)　みんなで相談し、力をあわせて生活をよくするために努力します。

(2)　働くこと、生活のこと、人間関係のことなどを学ぶために研修会

を行います。

(3)　私達の住む地域をよくするために、ボランティア活動をします。

(4)　会員の交流や親睦を深めるために、レクリエーションや旅行を行います。

(5)　会報をつくります。(年２回)

(6)　そのほか、会員の生活をよくするために必要な、いろいろな事業を行います。

(役員)

第5条　この会に、次の役員をおきます。

(1) 会長　1名(会を代表し全体をまとめます。)

(2) 副会長　３名(会長を助けます。会長が欠席の場合は代わりに全体をまとめます。青森地区・弘前地区・八戸地区から各1名)

(3) 委員　15名以内。

（書記　2名（会議の記録などを担当します）
会計　2名（会の会計事務を担当します））

(4) 監査　3名(本人2名、支援者1名。役員の仕事や会計事務を調べたりします)

2.　会長、副会長は総会で決めます。ただし、委員は各地区で選出します。書記、会計は委員の中から会長が指名します。

3. 役員をおこなう期間は2年間とします。しかし、選ばれればつづけることもできます。

4. 年度途中で役員が欠けたときは、役員会で話し合って新しくえらびます。期間はやめた人の残りの期間とします。

（会　議）

第6条　この会の活動をおこなうために、次の会議をひらきます。

(1)　定期総会・・・年1回ひらきます。

(2)　役員会・・・必要なときにひらきます。

2. この会の運営は総会および役員会でおこない、出席者の過半数によって決まります。

3. 事業計画、予算など大切なことについては定期総会できめます。

（会　費）

第7条　この会の会費は，年間2,000円とします。

（会　計）

第8条　この会は会費・助成金・寄付金などによって運営されます。

2. この会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとします。